

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 公表日

令和6年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、中学生修了まで(15歳になって最初の3月31日を迎えるまで)の国内に住所を有する児童を対象として、その児童の監護を行う保護者に児童手当を支給している。ただし、前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が政令で定める額以上であるときは、児童手当の支給はなく、特例給付を支給している。</p> <p>また、児童福祉施設に入所していたり、里親に委託されていたりする児童については、施設の長又は里親に児童手当を支給する。</p> <p>大分市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①新規認定請求 ・新規認定請求書に基づき、受給者及び支給要件児童の認定を行う。</p> <p>②額改定請求・額改定届 ・額改定請求書・額改定届に基づき、手当支給額の増額・減額を行う。</p> <p>③現況届 ・現況届に基づき、年度更新を行う。</p> <p>④認定通知書・額改定通知書・消滅通知書送付 ・①、②、③の結果に基づき、通知書送付を行う。</p> <p>⑤その他の届出 ・消滅届に基づき、受給者の受給資格消滅を行う。 ・氏名・住所変更届に基づき、氏名・住所の住民異動の確認又は変更を行う。 ・振込口座変更届に基づき、手当の振込(支給)口座の変更を行う。 ・未支払請求書に基づき、未支払の手当の支給決定等を行う。 ・寄附申出書・寄附変更等申出書に基づき、寄附の受付・変更等を行う。 ・学校給食費等徴収等申出書・学校給食費等徴収(支払)変更等申出書に基づき、徴収の受付・変更等を行う。</p> <p>※①②③⑤の届出については、サービス検索・電子申請機能による受領を含む。</p>
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125の項</p> <p>(番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2の表における情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 大分市 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	子育て支援課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町3番45号 電話 097-534-6111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月28日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	⑤その他の届出 ・消滅届に基づき、受給者の受給資格消滅を行う。 ・氏名・住所変更届に基づき、氏名・住所の住民異動の確認又は変更を行う。 ・振込口座変更届に基づき、手当の振込(支給)口座の変更を行う。	⑤その他の届出 ・消滅届に基づき、受給者の受給資格消滅を行う。 ・氏名・住所変更届に基づき、氏名・住所の住民異動の確認又は変更を行う。 ・振込口座変更届に基づき、手当の振込(支給)口座の変更を行う。 ・未支払請求書に基づき、未支払の手当の支給決定等を行う。 ・寄附申出書・寄附変更等申出書に基づき、寄附の受付・変更等を行う。 ・学校給食費等徴収等申出書・学校給食費等徴収(支払)変更等申出書に基づき、徴収の受付・変更等を行う。	事後	
平成30年2月28日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(新規追加)	※①②③⑤の届出については、サービス検索・電子申請機能による受領を含む。	事後	
平成30年2月28日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(新規追加)	サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年2月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」であって主務省令で定めるもの」が含まれる74の項	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる74の項	事後	
	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 藤田 恵子 情報政策課長 林 浩一	子育て支援課長 情報政策課長	事後	
	IV リスク対策	(新規追加)		事後	
令和2年11月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成27年8月1日	令和2年11月1日	事後	
令和2年11月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成27年8月1日	令和2年11月1日	事後	
令和2年11月1日	IV リスク対策 8. 監査の実施	自己点検	内部監査を追加	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	事前通知事項
令和3年12月27日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	
令和6年9月30日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	以下「番号法」という。	以下「番号利用法」という。	事後	
令和6年9月30日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の56の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条	・番号利用法第9条第1項及び別表81の項	事後	
令和6年9月30日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる26、30、87の項 :番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条	(番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125の項 (番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	事後	
令和6年9月30日	I 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	大分県大分市荷揚町2番31号	大分県大分市荷揚町3番45号	事後	